

第11回特別弔慰金が支給されます

■特別弔慰金の趣旨

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等ご遺族の代表者お一人に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人にご遺族の代表として支給。

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
- ④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥・姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面 25 万円、5 年償還の記名国債

■請求方法

役場保健福祉課④番窓口にお越し下さい。

請求者等の本人確認ができるものと請求に使う印鑑を持参下さい。

（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

■その他

野方地区在住の方で、野方支所にて請求希望の場合は、集中受付日を設定しております。

第1回目集中受付審査

受付時間 9:30~15:00

請求受付（審査）日	受付場所
7月9日（木）・10日（金）	野方支所
7月16日（木）・17日（金）	
7月30日（木）・31日（金）	

第2回目集中受付審査

受付時間 9:30~15:00

請求受付（審査）日	受付場所
8月13日（木）・14日（金）	野方支所
8月20日（木）・21日（金）	
8月27日（木）・28日（金）	

■請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

※役場保健福祉課では随時、受付を行っています。

請求等でご不明な点がございましたら、お問い合わせください。